

## 地域密着型特別養護老人ホーム うぐいす城東 基本利用料金表 (R1.10.1)

	算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①施設サービス費 (1割負担額)	ユニット型個室	646円	714円	787円	857円	925円
②施設サービス費 加算 (1割負担額)	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	新規入居者様の総数のうち、要介護4または5の入居者様が70%以上を占める施設の加算。				
		46円				
	看護体制加算(Ⅰ)イ	常勤の看護師を1名以上配置しています。				
		12円				
	看護体制加算(Ⅱ)イ	看護職員を常勤換算方法で2名以上配置し、24時間連絡できる体制を確保しています。				
		23円				
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	夜勤(18:00~翌10:00)を行う介護職員又は看護職員の数が、3人以上勤務しています。				
	46円					
栄養マネジメント加算	入居者ごとの栄養状態に応じて栄養ケア計画を作成し、関連職種が共同して栄養ケアマネジメントを行います。					
	14円					
口腔衛生管理体制加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアにかかわる技術的助言及び指導を月1回以上行っています。					
	30円/月					
③食費 負担限度額	第1段階	300円				
	第2段階	390円				
	第3段階	650円				
	第4段階	1,500円(朝食:370円 昼食:504円 おやつ:50円 夕食:440円 合計1,364円+消費税)				
④居住費 負担限度額	第1段階	820円				
	第2段階	820円				
	第3段階	1,310円				
	第4段階	2,006円				
利用負担額合計 (①+②+③+④) ※1日あたり ※介護職員処遇改善加算含	第1段階	2,004円	2,078円	2,157円	2,233円	2,306円
	第2段階	2,094円	2,168円	2,247円	2,323円	2,396円
	第3段階	2,844円	2,918円	2,997円	3,073円	3,146円
	第4段階(1割)	4,390円	4,464円	4,543円	4,619円	4,692円
	第4段階(2割)	5,274円	5,422円	5,580円	5,732円	5,878円
	第4段階(3割)	6,158円	6,380円	6,617円	6,845円	7,064円
利用負担額合計 ※1ヵ月あたり (31日分) ※介護職員処遇改善加算含	第1段階	61,174円	63,457円	65,908円	68,258円	70,541円
	第2段階	63,964円	66,247円	68,698円	71,048円	73,331円
	第3段階	87,214円	89,497円	91,948円	94,298円	96,581円
	第4段階(1割)	135,140円	137,423円	139,874円	142,224円	144,507円
	第4段階(2割)	161,594円	166,160円	171,062円	175,762円	180,328円
	第4段階(3割)	188,048円	194,897円	202,250円	209,300円	216,149円

※介護保険負担限度額認定については秋田市介護保険課へ申請が必要となります。

○介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・上記施設サービス費に下記の各種加算を加えた1月あたりの総単位数に8.3%を乗じた単位数を  
加算します。(算定必須加算です。一覧表にはすでに組み込まれております。)

○介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)・・・上記施設サービス費に下記の各種加算を加えた1月あたりの総単位数に2.7%を乗じた  
単位数を加算します。(算定必須加算です。一覧表にはすでに組み込まれております。)

◀その他の介護給付サービス加算▶ ※要件に該当する場合は加算の対象となります。

- ・個別機能訓練加算・・・12円/日 個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行った場合の加算。
- ・療養食加算・・・6円/回 療養食(糖尿病食・腎臓病食・貧血食等)を提供した場合の加算。
- ・初期加算・・・30円/日 入居した日から起算して30日以内の加算。
- ・口腔衛生管理体制加算・・・90円/月 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入居者の方に対して口腔ケアを月2回以上行う。
- ・外泊時費用・・・246円/日 外泊初日と最終日以外の負担額(月に6日まで)。
- ※入院された場合は、状況によって引き続き介護負担限度額認定証の有無にかかわらず、居住費(1,970円)をご請求する場合があります。
- ・経口移行加算・・・28円/日 (180日以内) 経管から経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った時の加算。
- ・経口維持加算(Ⅰ)・・・400円/月 (6月以内) 摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方に対して、継続して経口摂取を進めるために特別な管理が必要な場合。
- ・若年性認知症利用者受入加算・・・120円/日 若年性認知症の方が入居された場合に、個別の担当を定め、特性やニーズに応じたサービス提供を行う。(65歳の誕生日の前々日まで)
- ・看取り介護加算・・・144円(27日)、680円(2日)、1280円(1日) 看取り介護を行った場合。

※医療費、調剤料金、歯科診療費、インフルエンザや肺炎球菌の予防接種代金

※オムツ代、日常の洗濯代は施設サービス費に含まれます。

※持込された電気機器の電気代(冷蔵庫1,200円/月、テレビ1,000円/月、電気毛布500円/月)等

※その他の日常生活費として、理美容代、外部委託のクリーニング代

※ご家族が居室に宿泊される場合、寝具一式(マット、肌掛布団、シーツ、包布)を依頼された場合は、180円/日で貸与します。